



山形県公報

平成29年1月24日(火)
第2814号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………(商業・県産品振興課) ……43

### 告 示

○地籍調査事業計画の決定……………(農村計画課) ……44  
○道路の位置の指定……………(村山総合支庁建築課) ……同  
○同……………(庄内総合支庁建築課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

○山形県教育委員会1月定例会の招集……………45

### 公 告

○県営住宅入居者の一般公募……………(庄内総合支庁建築課) ……同

## 規 則

山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第2号

#### 山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県中小企業高度化資金貸付規則(昭和43年2月県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条の表第1項及び第2項中「第2条第1項第1号イ」を「第3条第1項第1号イ」に、「すべて」を「全て」に改め、同表第3項中「第2条第1項第1号ロ」を「第3条第1項第1号ロ」に、「すべて」を「全て」に改め、同表第4項中「第2条第1項第1号ハ」を「第3条第1項第1号ハ」に、「すべて」を「全て」に改め、同表第5項中「第2条第1項第2号イ」を「第3条第1項第2号イ」に、「独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)」に係る業務運営、財務及び会計に関する省令を「独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令」に改め、同表第6項及び第7項中「第2条第1項第2号イ」を「第3条第1項第2号イ」に改め、同表第8項中「第2条第1項第2号ハ」を「第3条第1項第2号ハ」に改め、同表第9項中「第2条第1項第3号」を「第3条第1項第3号」に改め、同表第10項中「第2条第1項第4号」を「第3条第1項第4号」に改め、同表第11項中「第2条第2項第1号」を「第3条第2項第1号」に改め、同表第12項中「第2条第2項第2号」を「第3条第2項第2号」に改め、同表第13項及び第14項中「第15条第1項第18号」を「第15条第1項第23号」に改める。

第7条第1項第15号中「同条第9項」を「同条第11項」に、「第41条第1項」を「第49条第1項」に改め、同項第16号中「第41条第1項」を「第49条第1項」に改め、同項第17号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第10条第2項」を「中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第9条第2項」に改める。

第25条第1項中「各号」を「各号のいずれか」に改める。

第26条及び別記様式第1号中「すべて」を「全て」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第55号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成28年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成29年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 調査を行う者の名称 | 調 査 地 域                                     | 調 査 期 間                   |
|-----------|---------------------------------------------|---------------------------|
| 米 沢 市     | 笹野本町の一部                                     | 平成28年12月22日から平成29年3月31日まで |
| 上 山 市     | 八日町、栄町一丁目、栄町二丁目、北町本丁、北町一丁目、新町二丁目及び旭町一丁目の各一部 | 同                         |
| 天 童 市     | 大字藤内新田の一部                                   | 同                         |

**山形県告示第56号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成29年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第168号
- 2 指定の場所 東根市大字蟹沢字三本檀1669-7、1706-9、1787-9、1786-2、1786-2地先道
- 3 道路の現況 幅員 4.00メートル  
延長 82.07メートル
- 4 指定年月日 平成29年1月17日

**山形県告示第57号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建築課及び庄内町役場において縦覧に供する。

平成29年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有庄第124号
- 2 指定の場所 庄内町余目字町211-3、211-9
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長 63.33メートル
- 4 指定年月日 平成29年1月12日

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第1号

山形県教育委員会1月定例会を次のとおり招集した。

平成29年1月24日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 廣 瀬 涉

- 1 招集の日時 平成29年1月25日（水） 午後1時30分
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議題  
(1) 教職員の人事について

### 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地              | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要          |                                    |                                    |     |
|----------------|------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|                |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営美原アパ<br>ート3号 | 鶴岡市美原町19<br>-23  | 2DK  | 40.5                          | 2    | 一般用 | 12,000<br>円             | 13,800<br>円                        | 15,800<br>円                        | 17,800<br>円                        | 20,400<br>円 | 23,500<br>円                        | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           | 单身可 |
| 同 東部アパ<br>ート1号 | 同 朝陽町6<br>-25    | 3DK  | 55.7                          | 1    | 同   | 14,100                  | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000      | 27,700                             |                                    |     |
| 同              | 同                | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,100                  | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000      | 27,700                             |                                    | 单身可 |
| 同 3号           | 同 6<br>-6        | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 14,900                  | 17,200                             | 19,700                             | 22,200                             | 25,400      | 29,300                             |                                    |     |
| 同 茅原アパ<br>ート1号 | 同 茅原草<br>見鶴16-1  | 同    | 63.5                          | 3    | 同   | 17,000                  | 19,600                             | 22,400                             | 25,300                             | 28,900      | 33,300                             |                                    |     |
| 同 2号           | 同                | 4DK  | 71.5                          | 1    | 同   | 19,400                  | 22,400                             | 25,600                             | 28,900                             | 33,000      | 38,100                             |                                    |     |
| 同              | 同                | 同    | 71.5                          | 1    | 同   | 19,400                  | 22,400                             | 25,600                             | 28,900                             | 33,000      | 38,100                             |                                    | 单身可 |
| 同 3号           | 同                | 3DK  | 61.0                          | 3    | 同   | 17,000                  | 19,700                             | 22,500                             | 25,400                             | 29,000      | 33,500                             |                                    |     |
| 同 城南アパ<br>ート1号 | 同 城南町9<br>-34    | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 18,500                  | 21,400                             | 24,500                             | 27,600                             | 31,500      | 36,400                             |                                    |     |
| 同 末広アパ<br>ート2号 | 同 末広町23<br>-62   | 同    | 69.3                          | 1    | 同   | 22,900                  | 26,500                             | 30,300                             | 34,100                             | 39,000      | 45,000                             |                                    |     |
| 同 川南アパ<br>ート1号 | 酒田市若宮町二<br>丁目1-1 | 2DK  | 51.2                          | 3    | 同   | 15,500                  | 17,900                             | 20,500                             | 23,100                             | 26,400      | 30,500                             |                                    | 单身可 |
| 同 2号           | 同 1-2            | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 15,600                  | 18,000                             | 20,600                             | 23,300                             | 26,600      | 30,700                             |                                    | 单身可 |
| 同 川南住宅3<br>号   | 同 1-3            | 同    | 54.6                          | 3    | 同   | 16,500                  | 19,000                             | 21,700                             | 24,500                             | 28,000      | 32,300                             |                                    |     |
| 同              | 同                | 同    | 54.6                          | 1    | 同   | 16,500                  | 19,000                             | 21,700                             | 24,500                             | 28,000      | 32,300                             |                                    | 单身可 |

|                  |                            |     |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|----------------------------|-----|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 川南アパー<br>ト5号   | 同 1-5                      | 3K  | 55.7 | 1 | 同 | 17,200 | 19,800 | 22,700 | 25,600 | 29,200 | 33,700 | 单身可 |
| 同 こがねアパ<br>ー1ト2号 | 同 こがね町<br>一丁目21-11         | 3DK | 58.4 | 1 | 同 | 16,300 | 18,800 | 21,600 | 24,300 | 27,800 | 32,100 |     |
| 同 東泉アパー<br>ト1号   | 同 東泉町四<br>丁目15-21          | 同   | 61.0 | 1 | 同 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,000 | 29,800 | 34,300 |     |
| 同 2号             | 同 15-22                    | 同   | 62.6 | 1 | 同 | 18,200 | 21,000 | 24,000 | 27,100 | 31,000 | 35,800 |     |
| 同 3号             | 同                          | 同   | 64.2 | 1 | 同 | 18,900 | 21,900 | 25,000 | 28,200 | 32,200 | 37,200 |     |
| 同 同              | 同                          | 同   | 64.2 | 1 | 同 | 18,900 | 21,900 | 25,000 | 28,200 | 32,200 | 37,200 | 单身可 |
| 同 鳥海アパー<br>ト1号   | 同 富士見町<br>三丁目2-118         | 同   | 69.2 | 1 | 同 | 23,200 | 26,800 | 30,600 | 34,500 | 39,500 | 45,500 |     |
| 同 2号             | 同                          | 同   | 69.2 | 3 | 同 | 23,500 | 27,100 | 31,000 | 35,000 | 40,000 | 46,100 |     |
| 同 北新町アパ<br>ー1ト   | 同 北新町一<br>丁目1-58           | 同   | 64.3 | 1 | 同 | 23,300 | 26,900 | 30,800 | 34,700 | 39,700 | 45,800 |     |
| 同 余目アパー<br>ト     | 同 東田川郡庄内町<br>余目字大塚93-<br>1 | 同   | 62.6 | 1 | 同 | 16,100 | 18,600 | 21,300 | 24,000 | 27,500 | 31,700 |     |
| 同 狩川アパー<br>ト     | 同 狩川字山居22                  | 同   | 58.0 | 2 | 同 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 |     |
| 同 同              | 同                          | 同   | 58.0 | 2 | 同 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 | 单身可 |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成29年2月6日から同月10日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成29年2月10日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

## 5 入居の時期 平成29年4月上旬